

電子・機械類における教員の教育貢献に関する評価方法

平成 14 年 11 月 25 日

令和 2 年度 8 月 26 日改訂

令和 5 年 3 月 15 日改訂

令和 7 年 5 月 21 日改訂

電子・機械類のディプロマポリシーにそって教育を行い、電子・機械類に所属する学生にディプロマポリシーが掲げる目標を十分に達成させ、さらにより高い水準の知識と独創性を身に付けさせることが、教職員に課せられた一つの使命である。このような認識にたって、教職員が自ら教育方法の工夫、改善、研究等を継続的に行っていく必要がある。このような教職員の継続的な教育改善への取り組みをより促進するために、下記の規程に従い教育貢献評価を行い優秀な内容と認定された場合にこれを表彰するものとする。

審査方法および基準

1. 審査は電子・機械類の学生に開講している学科目を担当する教職員個人、あるいは教職員グループが、各年度の 3 月 31 日までに、別紙様式の申請書（自薦・他薦を問わない）を類長に提出することによって行う。
2. 申請は毎年度 1 教職員、あるいは 1 教職員グループあたり一件までとする。
3. 審査は被審査教職員を除く主任会議によって行う。
4. 審査は以下の各項目を総合して、その優秀さを評価する。
 - (1) 教材や教育方法を工夫して学生の理解を大きく高めること。
 - (2) 学生からの評価を収集分析し、改善を行い、より高い教育効果を得ること。
 - (3) 教育方法に関する研究等を論文として公表、国際会議や国内講演会等で発表、あるいは報告書として公表した内容。
 - (4) 学科目の授業以外で教育の向上に資する活動を行ったこと。
5. 上記審査基準を満たし、その内容が優秀と判断された若干名の教職員あるいは教職員グループに毎年度教育貢献賞を贈呈することができる。
6. 教育貢献賞の内容は以下の通り。
 - (1) 賞状の発行
 - (2) 研究費 10 万円を次年度に配分（研究グループの場合は等分に配分する、また、配分が不可能な非常勤講師等については副賞をもってこれにかえる。）
7. 教育貢献賞を一度受けた教職員でも、新たな貢献内容と認められた場合には再度贈呈することができる。
8. 教育貢献賞の研究費配分については、事情がある場合、その額を部門教員会議で審議の上変更することができる。